五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同法第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項」とする。

第二十五条の三第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第五項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改め、同条第六項中「、第六十八条の十五まで、」に、「及び第六十八条の十五の四及び第六十八条の十五の六」に、「第八項」を「第八項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」に、「及び第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第二十五条の三の二第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改め、同条第五項中「、第六十八条の十五、」を「から第六十八条の十五まで、」に、「及び第六十八条の十五の四及び第六十八条の十五の六」を「第八項」に、「第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項」を「及び第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改め、同条第五項中「、第六十八条の十五、」を「から第六十八条の十五まで、」に、「及び第六十八条の十五の四及び第六十八条の十五の六」を「第八項」に、「第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項」を「及び第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三